

令和元年 10 月 1 日

かすみがうら市水道料金改定のお知らせ

消費増税に伴い、令和元年 10 月 1 日から水道料金が改定されました。
改定後の料金は、令和元年 11 月検針分（12 月請求分）から適用となります。
今後とも引き続き、効率的な事業運営と健全経営に努めていきますので、皆さまの
ご理解とご協力をお願いいたします。

1 水道料金表

【改定前】

種別	基本料金		超過料金	
	水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)
一般用及び共用 営業用 団体用	0	1,620.0	1～10	48.6
			11～30	205.2
			31～50	226.8
			51～100	259.2
			101～	270.0
臨時用				810.0

【改定後】 令和元年 11 月検針分（令和元年 12 月請求分）から適用

種別	基本料金		超過料金	
	水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)
一般用及び共用 営業用 団体用	0	1,650.0	1～10	49.5
			11～30	209.0
			31～50	231.0
			51～100	264.0
			101～	275.0
臨時用				825.0

2 水道メータ使用料(1 か月につき)

【改定前】

口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75 以上
使用料(円)	54.0	108.0	118.8	183.6	216.0	1,080.0	1,404.0

【改定後】

口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75 以上
使用料 (円)	55.0	110.0	121.0	187.0	220.0	1,100.0	1,430.0

※ 水道料金表、水道メータ使用料は消費税法に基づき、すべて消費税込の表示となっています。

○水道料金の計算式

基本料金 + (超過水量×超過料金) + 水道メータ使用料 = 水道料金

【計算例】 1か月の使用水量 25 m³で、水道メータ口径 20mm の場合

1	基本料金	0 m ³		1,650.0 円
<hr/>				
2	超過料金	1 m ³ ～10 m ³	49.5 円×10 m ³ =	495.0 円
		11 m ³ ～25 m ³	209.0 円×15 m ³ =	3,135.0 円
<hr/>				
3	水道メータ使用料	20mm		110.0 円
<hr/>				
	合計金額 (1+2+3)			5,390.0 円
<hr/>				

水道料金 (1 か月)

5,390 円

※ 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※ 上記計算は、あくまでも目安となっています。ご不明な点がございましたら、水道課までお問い合わせください。

【水道料金に関するお問い合わせ】 かすみがうら市建設部水道課 ☎ 029-897-1346